

安城市シティプロモーション推進支援業務審査要領

1 選定委員会の設置

- (1) 安城市シティプロモーション推進支援業務委託公募型プロポーザル実施要領第9「優先交渉権者の決定に係る審査」は、安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長とする選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。
- (2) 選定委員会の委員は、行革・政策監、企画政策課長、企画政策課課長補佐、企画政策係長、秘書課長、委員長を含む6名で審査します。

2 審査対象

- (1) 一次審査（書類審査）
企画提案書の内容を審査対象とします。
- (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）
企画提案書及び業務担当者によるプレゼンテーションを審査対象とします。

3 プレゼンテーション審査の実施方法

- (1) 会場に入場できるものは3名までとし、説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とします。
- (2) 審査時間は提案20分以内、質疑10分以内とします。
- (3) 審査当日に使用する機器については、安城市でプロジェクター、スクリーンを準備しますので、HDMIケーブルで接続可能なPC及びデータを持参してください。

4 審査における評価基準及び配点

別表「評価基準」のとおりとします。なお、一次審査においては企画提案書の内容により評価し、二次審査の対象となる4社を決定します。

5 審査方法

- (1) 選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (2) 委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を優先交渉権者の候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定します。
- (3) ただし、第1位とした委員が同数の場合は、第2位とした委員が多いものを候補者とし、第2位とした委員も同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とします。
- (4) 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とします。
- (5) 候補者が辞退した場合、又は候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を候補者とします。

別表：評価基準

区分		評価項目	評価の視点 指標	配点
技術点	業務提案内容	業務内容及びターゲット層の理解	業務の目的や背景、ターゲット層のニーズ・関心を正しく理解し、仕様書の内容に即した効果的な提案がなされているか。	5 点
		課題解決力	課題を分析し、具体的な解決策を提示しているか。また、その解決策は実現可能で効果的か。	5 点
		ターゲティング広告	ターゲティング広告は配信時期・媒体・クリエイティブの設計が戦略的で、市公式ウェブサイトへの効果的な導線設計がなされているか。	1 0 点
		自由提案による発信	自由提案はターゲット層に情報が届くものであり、効果の発現・拡散が期待できるとともに、KPI が明確であるか。	1 0 点
		職員への伴走支援体制	SNS やウェブサイトの運用など情報発信に関する支援等について、具体的な助言・改善提案の方法や職員から相談に対して随時、対応できる体制が示されているか。	2 0 点
		スキルアップセミナー	セミナー内容の具体性、SNS 初心者への配慮、効果測定やアーカイブ配信等への配慮があるか。	1 0 点
		安城こどもBOOSTERS 拡大支援	市民・企業等の参画促進につながる提案内容で、継続性・効果が期待できるか。	5 点
	業務体制	事業者	提案内容を的確かつ迅速に実施できる人員・組織体制であるか。	5 点
		主担当者	類似業務の経験と知見を有し、本業務において専門性を発揮できる人材であるか。	5 点
	プレゼン	・説明が理解しやすく説得力があるか。 ・質問に対する回答が適切か。 ・業務に対して積極性が感じられるか。		5 点
価格点	見積書	提案に対し、コストが適正であるか。 ※最低見積価格／当該業者の見積価格×2 0 点		2 0 点
合計				100 点